

山梨県公報

号外第十三号

令和八年

三月三十日

月 曜 日

山梨県規則第三号

山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、やまなし子ども基本条例(令和八年山梨県条例第三十号。以下「条例」という。)に基づき、条例第二十六条第一項の山梨県子ども支援委員会の組織及び運営並びに条例第二十七条第一項の規定による権利侵害の救済の申出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(委員長)

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の責務)

第四条 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たり、権利侵害を受けた、又は受けていることもその他の調査審議の対象となる者の人権に十分に配慮しなければならない。

3 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(特別委員)

第五条 特別委員は、特別の事項に関する調査審議を行うため、当該事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 前条の規定は、特別委員について準用する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

規 則 目 次

○山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則	一
○県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	二
○山梨県行政組織規則の一部を改正する規則	三
○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	八
○山梨県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	八
○山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	八
○山梨県公報発行規則の一部を改正する規則	一〇
○山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一〇
○山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	一〇
○山梨県児童福祉法施行細則及び山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	二七
○山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	二七
○狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	二七
○山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則	二八
○山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則	二八
○山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則	二八
○山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	二八
○山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則	二九
○山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則	二九
○山梨県財務規則の一部を改正する規則	三二
○道路交通法第五十一条第十六項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則	一三〇
○知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則	一三〇

規 則

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
(権利侵害の救済の申出)

第七条 条例第二十七条第一項の規定による権利侵害の救済の申出（次項及び第三項並びに次条第一項において「救済の申出」という。）は、文書又は口頭によりしなければならない。

2 文書により救済の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 救済の申出をしようとする者の氏名、年齢、住所及び電話番号

二 権利侵害を受けた、又は受けていることもと救済の申出をしようとする者との関係

三 権利侵害を受けた、又は受けていることものの氏名、年齢、住所、電話番号及び在学している学校、入所している施設又は勤務先の名称

四 救済の申出の原因となる権利侵害があった日、場所及びその事実

五 他の機関における相談、支援等の状況

3 口頭により救済の申出をしようとする者は、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、委員会は、その陳述の内容を録取し、これを当該者に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。
(調査審議)

第八条 条例第二十七条第二項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 救済の申出に係る事案が児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十八条第一項第一号及び第二号ただし書の規定により家庭裁判所の承認を得て採った同法第二十七条第一項第三号に規定する措置（同法第二十八条第二項ただし書の規定

により家庭裁判所の承認を得て期間を更新した場合の当該措置を含む。）に関するものである場合又はこれらの承認を求め現に家事審判の手續が行われている場合

二 救済の申出に係る事案について裁判所において係争中である場合又は既に判決、調停等があった場合

三 救済の申出に係る事案について現に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決があった場合

四 救済の申出に係る事案が条例に基づく委員会の調査審議に係る行為に関するものである場合

五 救済の申出の内容が虚偽である場合

六 前各号に掲げるもののほか、調査審議することが適当でないと委員会が認める場合

2 委員会は、条例第二十七条第三項の規定により調査審議するときは、あらかじめ、権利侵害を受けた、若しくは受けていることも又は当該こともの保護者の同意を得なければならない。ただし、当該こともの生命又は身体保護を要する必要がある場合であつて、同意を得ることが困難であると委員会が認めるときは、この限りでない。
(勧告)

第九条 委員会は、条例第二十七条第五項の規定による知事に対する勧告をする場合は、書面により行うものとする。

2 知事は、前項の勧告に基づく措置を講じたときは、速やかに委員会に当該措置について報告するものとする。

(公表)

第十条 委員会は、毎年一回、運営、組織その他の活動の状況を公表するものとする。
(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、総合県民支援局において処理する。
(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
(山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則の廃止)

2 山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則（令和五年山梨県規則第六号）は、廃止する。

山梨県規則第四号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「DX・バックオフィス改革戦略監」を「バックオフィス改革戦略監、DX推進監」に改め、「財産高度化戦略監」を削り、「館長」

の下に「、副館長」を加え、「富士山未来・次世代交通統括官、山梨ブランド・国際戦略統括官」を「富士山未来統括官、山梨ブランド戦略監」に、「リニア推進監」を「文化振興監、地域デザイン・リニア推進監、地域・次世代交通推進監、山梨トラム推進監、リニア整備推進監、リニア駅周辺整備監」に、「農政企画監」を「農政企画指導監」に改め、「、地域振興官」を削り、同表出先機関に置かれる職の欄中「、専門指導幹」及び「地域振興官」を削り、「、栄養士」の下に「、管理栄養士長、主任管理栄養士、管理栄養士」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項の表第一号を次のように改める。

一 男女共同参画・多様性推進課	総合県民企画室
-----------------	---------

第七条第二項の表第三号を削り、同表第二号中「働きやすい職場づくり支援室」を「職員研修室」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 男女共同参画・多様性推進課	パスポート室
-----------------	--------

第七条第二項の表第五号中「火山防災対策室」を「総合防災政策室」に改め、同表中第八号及び第九号を削り、第七号を第九号とし、同表第六号中「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室」を「国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会準備室」に改め、同号を同表第八号とし、同表第五号の次に次の二号を加える。

六 防災危機管理課	火山防災対策室
-----------	---------

七 森林環境政策課	地域エネルギー推進室
-----------	------------

第七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する課のうち職場環境マネジメント課にあつては、その下に自動車管理事務所を置く。

第七条第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第九条中「秘書課」を「政策調整グループ」に、「山梨・富士山未来課」を「新事業チャレンジ推進課、地域デザイン・リニア推進グループ」に改める。

第十条第一項中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第十三条第一項中「富士山未来・次世代交通統括官、山梨ブランド・国際戦略統括官」を「富士山未来統括官」に改める。

第十四条第十項中「庁舎管理室」を「職場環境マネジメント課」に改める。

第十四条の二第一項中「高度政策推進局」の下に「、地域デザイン・新交通基盤推進局」を加え、同項の表地域ブランドグループの項の次に次のように加える。

地域デザイン・リニア推進グループ	地域デザイン・リニア推進監
山梨トラム推進グループ	山梨トラム推進監
地域・次世代交通推進グループ	地域・次世代交通推進監
リニア整備推進グループ	リニア整備推進監

第十四条の二第二項中「高度政策推進局」の下に「、地域デザイン・新交通基盤推進局」を加え、同条第三項中「地域ブランド戦略監」の下に「、地域デザイン・リニア推進監、山梨トラム推進監、地域・次世代交通推進監、リニア整備推進監」を加える。

第十六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条第一項中「大阪事務所」の下に「、地域県民センター」を加え、「、地域県民センター」を削り、同条中第二十項を第二十一項とし、第八項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 森林総合研究所に副所長を置く。

別表第一の一の表高度政策推進局の部中秘書課の項を削り、高度政策企画イニシアチ

プの項の次に次のように加える。

秘書課	<ul style="list-style-type: none"> 一 秘書に関すること。 二 儀典に関すること。 三 表彰及び褒章に関すること。
-----	---

別表第一の一の表総合県民支援局の部男女共同参画・多様性推進課の項第四号中「外国人活躍の推進に関する施策の総合的な企画調整」を「県内における外国人活躍の環境づくり」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地域県民センターに関すること。

別表第一の一の表総合県民支援局の部まなび支援課の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同部働く人・働き方支援課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同部県民生活支援課の項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、同項第二十五号中「交通安全対策協議会」を「交通安全対策会議」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十六号を第二十五号とし、同表新価値・地域創造推進局の部中「新価値・地域創造推進局」を「新価値創造推進局」に改め、同部山梨・富士山未来課の項を削り、同部国際戦略・自然首都圏推進課の項中「国際戦略・自然首都圏推進課」を「国際・水素戦略推進課」に改め、第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 国際水素サミットに関すること。

七 国際水素コンソーシアムに関すること。

別表第一の一の表新価値・地域創造推進局の部国際戦略・自然首都圏推進課の項第三号の次に次の一号を加える。

四 外国人材の確保及び受入に関する企画調整に関すること。

別表第一の一の表新価値・地域創造推進局の部リニア・次世代交通推進課及び地域エネルギー推進課の項を削り、同部の次に次のように加える。

地域デザ イン・新 交通基盤 推進局	地域デザイ ン・リニア 推進グルー プ	<ul style="list-style-type: none"> 一 持続可能なまちづくりの検討及び新たな県土のグラン ドデザインの策定に関すること。 二 リニアやまなしビジョンの推進に係る総合調整に関す ること（実証実験に関するものを除く。）。 三 リニア中央新幹線の建設促進に関すること。
-----------------------------	------------------------------	---

別表第一の一の表総務部の部中職員厚生課の項を削り、税務課の項及び資産高度利用推進課の項を次のように改める。

市町村振興課	<ul style="list-style-type: none"> 一 市町村及び特別地方公共団体の行政の助言等に関すること。 二 地方自治の振興に関すること。 三 地方自治法に係る審査請求及び訴訟（市町村分）に関するこ と。 四 住民基本台帳及び住居表示に関すること。
山梨トラム 推進グルー プ	<ul style="list-style-type: none"> 五 リニア見学センターに関すること。 四 空飛ぶクルマ（電動化、自動化等の航空技術及び垂直 離着陸等の運航形態により実現される利用しやすく持続 可能な次世代の空の移動手段をいう。地域・次世代交通 推進グループの項第五号において同じ。）に関すること
地域・次世 代交通推進 グループ	<ul style="list-style-type: none"> 一 交通行政の総合企画及び総合調整に関すること。 二 乗合バスの運行確保対策に関すること。 三 鉄道対策に関すること。 四 公共交通網の再編に関すること。 五 次世代交通（空飛ぶクルマ）に関するものを除く。）の 推進に関すること。 六 富士トラムの県内延伸に関すること。 七 交通政策会議に関すること。
リニア整備 推進グルー プ	<ul style="list-style-type: none"> 一 リニア中央新幹線の駅の周辺整備に関すること。 二 リニア中央新幹線の駅に係る交通結節機能の整備に向 けた総合調整に関すること。 三 リニア中央新幹線の整備推進に係る国、沿線自治体、 事業者及び住民との連絡調整に関すること。

<p>五 市町村職員の共済組合の指導監督に関すること。</p> <p>六 市町村が設置する土地開発公社に関すること（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に関することに限る。）。</p> <p>七 過疎対策に関すること。</p> <p>八 辺地対策に関すること。</p> <p>九 地域計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>十 山村振興対策に関すること。</p> <p>十一 拠点都市地域の整備対策に関すること。</p> <p>十二 総合保養地域の整備に関すること。</p> <p>十三 選挙管理委員会に関すること。</p> <p>十四 自治紛争調停委員会に関すること。</p>

別表第一の一の表総務部の部市町村振興課の項を次のように改める。

<p>職場環境マネジメント課</p> <p>一 職員の働き方改革の推進に関すること。</p> <p>二 行政事務の管理改善に関すること。</p> <p>三 良好な職場環境づくりに関すること。</p> <p>四 ハラスメント対策に関すること。</p> <p>五 不当要求行為防止対策に関すること。</p> <p>六 公益通報者保護制度に関すること。</p> <p>七 多様な職員の活躍促進に関すること。</p> <p>八 本庁舎の維持及び管理に関すること。</p> <p>九 車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の購入、修繕及び処分に関すること。</p> <p>十 車両の管理に関する統括及び指導並びに損害賠償責任に関すること。</p> <p>十一 電気通信及び通信工事に関すること。</p> <p>十二 電話料金及び後納郵便料金の集中経理に関すること。</p> <p>十三 県有車両の定期点検整備に関すること。</p> <p>十四 庁用自動車の燃料等の管理に関すること。</p>

<p>職員厚生課</p> <p>一 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>二 職員の健康管理に関すること。</p> <p>三 職員の恩給に関すること。</p> <p>四 地方職員共済組合に関すること。</p> <p>五 職員互助会に関すること。</p> <p>六 公務災害補償基金に関すること。</p> <p>七 公務災害補償認定委員会及び公務災害補償審査会に関すること。</p>	<p>資産高度利用推進課</p> <p>一 公有財産の活用に係る基本方針に関すること。</p> <p>二 税外収入の確保方針に関すること。</p> <p>三 その他歳入の確保に係る総合調整に関すること。</p> <p>四 ふるさと納税に関すること。</p> <p>五 公有財産及び公の施設の総合調整に関すること。</p> <p>六 普通財産の取得、管理及び処分に関すること（他の課の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>七 県有地の高度利活用の推進に関すること。</p> <p>八 職員宿舎の管理に関すること。</p> <p>九 県有財産の災害共済に関すること。</p> <p>十 土地開発基金の運用に関すること。</p>	<p>税務課</p> <p>一 県税に係る総合企画及び賦課徴収の指導に関すること。</p> <p>二 県税に係る訴訟及び審査請求に関すること。</p> <p>三 県民税利子割及び地方消費税の市町村に対する交付に関すること。</p> <p>四 納税貯蓄組合の指導育成に関すること。</p> <p>五 県税に係る歳入金の記録管理に関すること。</p> <p>六 その他県税事務に関すること。</p> <p>七 市町村税に係る滞納整理の助言等に関すること。</p> <p>八 総合県税事務所に関すること。</p>	<p>十五 庁用自動車の集中管理に関すること。</p> <p>十六 県有車両に係る自動車事故の損害賠償等に関すること。</p>
---	---	---	---

別表第一の一の表防災局の部防災危機管理課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表森林環境部の部森林環境政策課の項第十四号中「太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理」を「水ブランド戦略の推進」に改め、同部自然共生推進課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表産業政策部の部成長産業推進課の項第三号中「並びに水素・燃料電池の利用促進」を削り、同項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 航空宇宙防衛に関連する産業の集積及び育成に関する事。

別表第一の一の表農政部の部果樹・六次産業振興課の項中「果樹・六次産業振興課」を「果樹園芸振興課」に、「及び野菜」を「野菜及び花き」に改め、同項に次の一号を加える。

七 フラワーセンターに関する事。

別表第一の一の表農政部の部食糧花き水産課の項中「食糧花き水産課」を「食糧水産課」に改め、同項第八号及び第九号を削り、同項第十号中「蚕糸及び花き」を「及び蚕糸」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十一号を第九号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十六号中「フラワーセンター及び」を削り、同号を同項第十四号とし、同表県土整備部の部治水課の項の次に次のように加える。

上下水道政策課

- 一 流域別下水道整備総合計画に関する事。
- 二 流域下水道に関する事。
- 三 公共下水道及び都市下水路に関する事。
- 四 下水道公社に関する事。
- 五 水道事業の指導監督に関する事（水質又は衛生に関することを除く。）。

別表第一の二の表スポーツ室の項の前に次のように加える。

総合県民企画室

- 一 県民生活の支援に関する施策の総合的な企画調整及び戦略的広報に関する事。
- 二 ケアラーの支援の企画及び総合調整に関する事。
- 三 孤独・孤立対策の企画及び総合調整に関する事。
- 四 ひきこもり支援の総合調整に関する事。
- 五 国旗及び国歌に関する事。
- 六 県章、県旗、県歌等に関する事。

別表第一の二の表働きやすい職場づくり支援室の項及び庁舎管理室の項を次のように改める。

職員研修室

県職員に係る研修に関する事。

別表第一の二の表財政企画室の項の次に次のように加える。

総合防災政策室

- 一 広域災害対策に関する事。
- 二 災害救助に関する事。

別表第一の二の表火山防災対策室の項の次に次のように加える。

地域エネルギー推進室

- 一 エネルギーに係る施策の総合企画及び総合調整に関する事。
- 二 クリーンエネルギーの導入促進に関する事。
- 三 地球温暖化対策の推進に関する事。
- 四 太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する事。

別表第一の二の表国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室の項中「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室」を「国民スポーツ大会・全国パラ大会準備室」に、「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の」を「国民スポーツ大会・全国パラ大会の」に改め、同表リニア整備推進室の項及び下水道室の項を削る。

別表第三大阪事務所の項の次に次のように加える。

中北地域県民センター	県民・地域支援課	韮崎市
峡東地域県民センター	県民・地域支援課	甲州市
峡南地域県民センター	県民・地域支援課	南巨摩郡富士川町
富士・東部地域県民センター	県民・地域支援課	都留市

別表第三中北地域県民センターの項から富士・東部地域県民センターの項まで及び職員研修所の項を削り、同表産業技術センターの項中「材料・燃料電池技術部」を「化学・燃料電池技術部」に、「機械技術部」を「機械・材料技術部」に改める。
別表第五大阪事務所の項の次に次のように加える。

地域県民センター	<p>一 所管区域内の最先機関との連絡に関すること。</p> <p>二 所管区域内の保健福祉事務所、林務環境事務所、農務事務所及び建設事務所の庶務的事務に関すること。</p> <p>三 大門・塩川ダム管理事務所の庶務的事務に関すること（中北地域県民センターに限る。）。</p> <p>四 広瀬・琴川ダム管理事務所の庶務的事務に関すること（峡東地域県民センターに限る。）。</p> <p>五 消防に関すること。</p> <p>六 防災に関すること。</p> <p>七 災害対策本部地方連絡本部に関すること。</p> <p>八 防災行政無線に関すること。</p> <p>九 国民保護に関すること。</p> <p>十 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。</p> <p>十一 土砂運搬の適正化に関すること。</p> <p>十二 総合窓口に関すること。</p> <p>十三 広聴及び広報に関すること。</p> <p>十四 情報公開に関すること。</p> <p>十五 一般旅券の発給に関すること。</p> <p>十六 地域行事の支援に関すること。</p> <p>十七 県税に係る納税証明、収納等に関すること。</p> <p>十八 所管区域内の市町村の振興に関すること。</p> <p>十九 所管区域内のかいの財務事務に関すること。</p> <p>二十 所管区域内の最先機関の工事検査に関すること。</p>
----------	--

別表第五地域県民センターの項及び職員研修所の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

新価値・地域創造推進局新事業チャレンジ推進課	新価値創造推進局新事業チャレンジ推進課
新価値・地域創造推進局国際戦略・自然首都圏推進課	新価値創造推進局国際・水素戦略推進課
新価値・地域創造推進局DX課	新価値創造推進局DX課
新価値・地域創造推進局統計調査課	新価値創造推進局統計調査課
新価値・地域創造推進局山梨・富士山末来課	地域デザイン・新交通基盤推進局山梨トラム推進グループ
新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課	地域デザイン・新交通基盤推進局地域・次世代交通推進グループ
農政部果樹・六次産業振興課	農政部果樹園芸振興課
農政部食糧花き水産課	農政部食糧水産課

4 (山梨県庁用自動車管理規則の一部改正)

山梨県庁用自動車管理規則(昭和四十四年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「庁舎管理室長」を「職場環境マネジメント課長」に改める。
第六号様式中「総務部資産高度利用推進課庁舎管理室長」を「総務部職場環境マネジメント課長」に改める。

(山梨県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部改正)

5 山梨県遊漁船業者登録簿閲覧規則(平成十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「山梨県農政部長」を「山梨県農政部長兼農産課」に改める。

山梨県規則第六号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第七号中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第十条第一項中「第十六項」を「第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改める。

別表第一の二の部3の項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
別表第三会計課の部1の款中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から17の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県規則第七号

山梨県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県行政手続条例施行規則(平成八年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(公示の方法)

第三条 山梨県行政手続条例第十五条第四項(同条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項(同条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

山梨県規則第八号

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県情報公開条例施行規則(平成十二年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「七十円」を「百円」に、「百十円」を「百三十円」に改める。
第二号様式を次のように改める。

第 年 月 日

殿

実施機関

印

行政文書全部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、山梨県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

行政文書の表示	
求める開示の実施の方法	できる できない
求めることのできる開示の実施の方法	
開示実施費用の額	
開示を実施することのできる日、時間及び場所	午前 年 月 日 時 分 午後
写しの送付の方法による行政文書の開示をする場合における準備に要する日数及び送付に要する費用の額	
担当課等	電話番号（ ） - 担当名 内線
備考	

教示

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に_____に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、_____を被告として（訴訟において_____を代表する者は_____となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考

- 「開示実施費用の額」とは、写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額を記載しています。
- 指定された日までに開示の実施の方法等を申し出ることができないとき、又は指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

第三号様式中「奥添添」を「添付に添する費用」に改める。

附則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第二号様式及び第三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県公報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公報発行規則の一部を改正する規則

山梨県公報発行規則（昭和二十八年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 県公報の発行は、県公報に登録すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五条第一項において同じ。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

3 災害その他のやむを得ない事情又は前項の自動公衆送信に係る障害が生じたことにより、同項の措置をとることができなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、県公報に登録すべき事項を記載した書面を県情報センター又は知事が適当と認める場所において閲覧することができる状態に置く措置をとることにより県公報の発行を行うことができる。

第四条中「印刷上」を「作成上」に、「前条」を「同条」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「第八条」を「第七条」に、「の写し二通」を「記録した電磁的記録」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「県の機関が第二条各号」を「知事以外の県の機関が第二条第一項各号」に改め、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条から第十三条までを削る。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式（第五号関係）」に、「山梨県公報登録事項送付書」を「県公報登録事項送付書」に、「第6条」を「第5条」に、「登録する

事項の写し二通を別紙」を「登録すべき事項を記録した電磁的記録を別添」に改める。第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式（第六号関係）」に、「山梨県公報登録事項送付書」を「県公報登録事項送付書」に、「山梨県公報」を「県公報」に、「第7条第一項」を「第6条第一項」に、「の写し二通」を「記録した電磁的記録」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の第一号様式による県公報登録事項送付書及び第二号様式による県公報登録依頼書は、この規則による改正後の第一号様式による県公報登録事項送付書及び第二号様式による県公報登録依頼書とみなす。

山梨県規則第十号

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十五年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から八の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県老人福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「省令」という。」を削る。

第二条の二中「老人居宅生活支援事業開始届（第一号様式の二）」を「事業開始の届出書（第一号様式）」に改める。

第二条の三中「老人居宅生活支援事業変更届（第一号様式の三）」を「変更届出書（第二号様式）」に改める。

第二条の四中「老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（第一号様式の四）」を「廃止・休止届出書（第三号様式）」に改める。

第二条の五を削る。

第三条から第五条までを次のように改める。

（老人デイサービスセンター等の設置の届出等）

第三条 法第十五条第二項若しくは第二項又は法第二十九条第一項の規定による届出は、設置の届出書（第四号様式）によらなければならない。

2 法第十五条第四項の規定による認可の申請は、設置認可の申請書（養護老人ホームに係るものにあつては第五号様式、特別養護老人ホームに係るものにあつては第六号様式）によらなければならない。

（老人デイサービスセンター等の変更の届出）

第四条 法第十五条の二第一項若しくは第二項又は法第二十九条第二項の規定による届出は、変更届出書（第七号様式）によらなければならない。

（老人デイサービスセンター等の廃止、休止等の届出等）

第五条 法第十六条第一項若しくは第二項若しくは法第二十九条第三項の規定による届出又は法第十六条第三項の規定による認可の申請は、廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書（第八号様式）によらなければならない。

第五条の二及び第六条を削る。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条の2関係）

老人居宅生活支援事業

事業開始の届出書

年 月 日

山梨県知事 殿 所在地

届出者 名称

代表者職名・氏名

老人福祉法に規定する事業所に係る事業開始の旨を下記のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

		法人番号			
経営者・法人	フリガナ				
	氏名(名称)				
	住所(主たる事業所の所在地)	(郵便番号 -)	都道	市区	
		府県	町村		
連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号		
	Email				
法人等の種類					
法人の吸収合併又は吸収分割における届出時に		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
届出を行う事業の種類及び内容	事業等の種類	届出対象事業等(該当事業に○)	事業等の開始予定年月日		
	老人居宅介護等事業				
	老人デイサービス事業				
	老人短期入所事業				
	小規模多機能型居宅介護事業				
	認知症対応型老人共同生活援助事業				
	複合型サービス福祉事業				
事業所	介護保険事業所番号	(既に介護保険法上の指定を受けている場合)			
	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -)	都道	市区	
		府県	町村		
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号	
		Email			
事業を行おうとする区域					
主な職員	フリガナ				
	氏名				
入所/入居/登録定員		人			
○職員の定数及び職務の内容					
職種	職務内容	定数			
				人	
				人	
				人	
				人	
添付書類	別添のとおり				

第一号様式の二から第一号様式の五までを削る。
第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条の3関係）

老人居宅生活支援事業

変更届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

届出者 名称

代表者職名・氏名

老人福祉法上に規定する事業所について、次のとおり内容を変更しましたので届け出ます。

変更内容	変更年月日	年 月 日
	変更があった事項（該当に○）	変更の内容
	事業の種類及び内容	(変更前)
	経営者の氏名（法人であるときは、その名称）	
	経営者の住所（法人であるときは、主たる事務所の所在地）	
	主な職員の氏名	
	事業を行おうとする区域	(変更後)
	事業所の名称	
	事業所の種類	
	事業所の所在地	
事業所の入所定員、登録定員又は入居定員		
その他		

備考 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

経営者・法人	フリガナ			
	氏名（名称）			
	住所（主たる事業所の所在地）	(郵便番号 -)	都 道 市 区	府 県 町 村
	連絡先	電話番号 (内線)	FAX番号	
		Email		
法人等の種類				

法人の吸収合併又は吸収分割における届出時に

事業所	フリガナ			
	名称			
	事業の種類	<input type="checkbox"/> 老人居宅介護等事業 <input type="checkbox"/> 老人デイサービス事業 <input type="checkbox"/> 老人短期入所事業 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業 <input type="checkbox"/> 認知症対応型老人共同生活援助事業 <input type="checkbox"/> 複合型サービス福祉事業		
	所在地	(郵便番号 -)	都 道 市 区	府 県 町 村
	連絡先	電話番号 (内線)	FAX番号	
		Email		
	事業を行おうとする区域			
	主な職員	フリガナ		
		氏名		
	入所/入居/登録定員	人	※老人居宅介護等事業の場合は記入不要	
添付書類	別添のとおり			

第3号様式（第2条の4関係）

老人居宅生活支援事業

廃止・休止届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

届出者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止（休止）するので届け出ます。

	介護保険事業所番号	
	法人番号	
廃止・休止する事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
廃止・休止の別	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止	
廃止・休止する年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現に便宜を受け又は入所している者に対する措置		
休止予定期間	休止日	～ 年 月 日

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

第三号様式の二を削る。
第四号様式から第六号様式までを次のように改める。

第4条様式（第3号条関係）

老人福祉施設

設置の届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

届出者 名称

代表者職名・氏名

老人福祉法に規定する施設設置の旨を下記のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

法人番号

経営者・法人	フリガナ			
	氏名（名称）			
	住所（主たる事業所の所在地）	（郵便番号 - ） 都道 市区 府県 町村		
	連絡先	電話番号 Email	(内線)	FAX番号
	法人等の種類			
法人の吸収合併又は吸収分割における届出時に <input checked="" type="checkbox"/>				
届出を行う施設の種類及び内容	施設の種類の種類	届出対象施設（該当事業に○）	事業開始の予定年月日	様式
	老人デイサービスセンター			
	老人短期入所施設			
	老人介護支援センター			
	養護老人ホーム			付表第一号（一）
	特別養護老人ホーム			付表第一号（二）
	有料老人ホーム			付表第一号（三）
施設	介護保険事業所番号	（既に介護保険法上の指定を受けている場合）		
	フリガナ			
	名称			
	所在地	（郵便番号 - ） 都道 市区 府県 町村		
	連絡先	電話番号 Email	(内線)	FAX番号
	事業を行おうとする区域			
	入所／入居定員	人		
	居室数 ※有料老人ホームの場合のみ	室		
施設長／管理者	フリガナ	住所（郵便番号 - ）		
	氏名	※有料老人ホームの場合のみ		
○職員の定数及び職務の内容 ※有料老人ホームの場合には記入不要				
職種	職務内容	定数		
		人		
		人		
		人		
		人		
添付書類	別添のとおり			

付表第一号(二) 特別養護老人ホームの設置の届出に係る記載事項

施設	法人番号											
	フリガナ											
	名称											
	所在地	(郵便番号 _____) 都 道 市 区 府 県 町 村										
連絡先	電話番号	(内線)				FAX 番号						
	Email											
主な職員	フリガナ											
	氏名											
協力医療機関	名称					主な診療科名						
	名称					主な診療科名						
	名称					主な診療科名						
	名称					主な診療科名						
介護形式 (いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型				<input type="checkbox"/> ユニット型						
		<input type="checkbox"/> 地域密着型				<input type="checkbox"/> ユニット型地域密着型						
○人員に関する基準の確認に必要な事項												
従業者の職種・員数												
			施設長		医師		生活相談員		介護職員			
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
従事人数	常勤 (人)											
	非常勤 (人)											
常勤換算後の人数 (人)												
			看護職員		栄養士		機能訓練指導員					
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務				
従事人数	常勤 (人)											
	非常勤 (人)											
常勤換算後の人数 (人)												
入所者数			人 (前年の平均値、新規の場合は推定数を記入)									
○設備に関する基準の確認に必要な事項												
居室	1室あたりの最大定員				人							
	入所者1人あたりの最小床面積				㎡							
	直接外気に面して解放できる面積				㎡							
静養室	入所者1人あたりの最小床面積				㎡							
	直接外気に面して解放できる面積				㎡							
食堂と機能訓練室の合計面積				㎡								
廊下	片廊下の幅				m							
	中廊下の幅				m							
建物の構造			<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他					
添付書類			別添のとおり									

付表第一号 (三) 有料老人ホームの設置の届出に係る記載事項

施設	法人番号										
	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 _____) 都 道 市 区 府 県 町 村									
連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号					
	Email										
介護サービスの提供有無		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無							
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		管理者		生活相談員		栄養士		調理員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤 (人)										
	非常勤 (人)										
	常勤換算後の人数 (人)										
		看護職員		機能訓練指導員							
		専従	兼務	専従	兼務						
	常勤 (人)										
	非常勤 (人)										
	常勤換算後の人数 (人)										
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
居室	利用者1人あたりの最小床面積					㎡					
廊下	片廊下の幅					m					
	中廊下の幅					m					
建物の構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他						
添付書類	別添のとおり										

第5号様式（第3条関係）

老人福祉施設 養護老人ホーム

設置認可の申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

老人福祉法に規定する養護老人ホームについて認可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

法人番号

経営者・法人	フリガナ 氏名 (名称)					
	住所 (主たる事業所の所在地)	(郵便番号 -) 都道 市区 府県 町村				
	連絡先	電話番号 Email	(内線)	FAX番号		
	法人等の種類					
法人の吸収合併又は吸収分割における届出時に <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
施設	介護保険事業所番号	(既に介護保険法上の指定を受けている場合)				
	フリガナ 名称					
	入所定員	人				
	所在地	(郵便番号 -) 都道 市区 府県 町村				
	連絡先	電話番号 Email	(内線)	FAX番号		
	事業開始の予定年月日					
	施設長	フリガナ 氏名				
	主な職員	フリガナ 氏名				
	○職員の定数及び職務の内容					
	職種	職務内容				定数
					人	
					人	
					人	
					人	
入所者数	人 (推定数を記入)					
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数	施設長	医師		生活相談員		
	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務		
常勤 (人)						
非常勤 (人)						
常勤換算後の人数 (人)						
従業者の職種・員数	支援員	看護職員		栄養士		
	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務		
常勤 (人)						
非常勤 (人)						
常勤換算後の人数 (人)						
○設備に関する基準の確認に必要な事項						
1室あたりの最大定員	人					
利用者1人あたりの最小床面積	㎡					
片廊下の幅	m					
中廊下の幅	m					
建物の構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他					
添付書類	別添のとおり					

第6号様式（第3条関係）

老人福祉施設 特別養護老人ホーム

設置認可の申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームについて認可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		法人番号								
経営者・法人	フリガナ 氏名(名称)	-----								
	住所(主たる事業所の所在地)	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村								
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号						
		Email								
法人等の種類										
法人の吸収合併又は吸収分割における届出時に☑										
届出を行う事業の種類及び内容	事業等の種類	届出対象事業等(該当事業に○)			事業等の開始予定年月日					
	老人居宅介護等事業									
	老人デイサービス事業									
	老人短期入所事業									
	小規模多機能型居宅介護事業									
	認知症対応型老人共同生活援助事業									
複合型サービス福祉事業										
施設	介護保険事業所番号	(既に介護保険法上の指定を受けている場合)								
	フリガナ 名称	-----								
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村								
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号						
	Email									
事業開始の予定年月日										
施設長	フリガナ 氏名	-----								
	主な職員 氏名	-----								
協力医療機関	名称		主な診療科名							
	名称		主な診療科名							
	名称		主な診療科名							
	名称		主な診療科名							
介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型	<input type="checkbox"/> ユニット型							
		<input type="checkbox"/> 地域密着型	<input type="checkbox"/> ユニット型地域密着型							
入所定員		人								
○人員に関する基準の確認に必要な事項										
従業者の職種・員数		施設長		医師		生活相談員		介護職員		
		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		
	従事人数	常勤(人)								
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
			看護職員		栄養士		機能訓練指導員			
		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務				
	従事人数	常勤(人)								
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
	入所者数		人(推定数を記入)							
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
居室	1室あたりの最大定員	人								
	入所者1人あたりの最小床面積	㎡								
	直接外気に面して解放できる面積	㎡								
静養室	入所者1人あたりの最小床面積	㎡								
	直接外気に面して解放できる面積	㎡								
食堂と機能訓練室の合計面積		㎡								
廊下	片廊下の幅	m								
	中廊下の幅	m								
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他				
添付書類		別添のとおり								

第六号様式の二を削る。
第七号様式及び第八号様式を次のように改める。

第7号様式（第4条関係）

老人福祉施設

変更届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

届出者 名称

代表者職名・氏名

老人福祉法上に規定する施設について、次のとおり内容を変更しましたので届け出ます。

変更内容	変更年月日	介護保険事業所番号	
	変更があった事項（該当に○）	法人番号	
	施設の名称、種類	年 月 日	
	施設の所在地	変更の内容 (変更前)	
	設置者の氏名（法人であるときは、その名称）		
	設置者の住所（法人であるときは、主たる事務所の所在地）		
	建物の規模及び構造並びに設備の概要		
	施設の施設長/管理者の氏名		
	施設の施設長/管理者の住所		
	事業を行おうとする区域		
	入所定員、入居定員		
	居室数		
	施設の運営の方針		
	登記事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）		変更後
	施設において供与をされる介護等の内容		
	建築基準法第六条第一項の確認を受けたことを証する書類		
	設置届時の直近の事業年度の決算書		
	職員の配置の計画		
	一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額		
	保全措置を講じたことを証する書類		
	一時金の返還に関する契約の内容		
	長期の収支計画		
	重要事項説明書		
	その他		

備考 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

経営者・法人	フリガナ			
	氏名（名称）			
	住所（主たる事業所の所在地）	郵便番号	-	市区町村
		都 道 市 区	府 県 町 村	
連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号	
	Email			
法人等の種類				

法人の吸収合併又は吸収分割における届出時に <input checked="" type="checkbox"/>				
施設長/管理者	フリガナ			
	名称			
	施設の種類	<input type="checkbox"/> 老人デイサービスセンター	<input type="checkbox"/> 老人短期入所施設	<input type="checkbox"/> 老人介護支援センター
		<input type="checkbox"/> 養護老人ホーム	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム	<input type="checkbox"/> 有料老人ホーム
	所在地	郵便番号	-	市区町村
		都 道 市 区	府 県 町 村	
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号
	Email			
事業を行おうとする区域				
入所/入居定員		人		
居室数 ※有料老人ホームの場合のみ		室		
施設長/管理者	フリガナ	住所	(郵便番号 -)	
	氏名	※有料老人ホームの場合のみ		
添付書類	別添のとおり			

※参考 届出が必要な変更事項（老人福祉法第十五条の二及び第二十九条第二項）

	老人サービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム
施設の名称、種類	○	○	○	○	○	○
施設の所在地	○	○	○	○	○	○
設置者の氏名（法人であるときは、その名称）						○
設置者の住所（法人であるときは、主たる事務所の所在地）						○
建物の規模及び構造並びに設備の概要	○	○	○	○	○	○
施設の施設長/管理者の氏名	○	○	○			○
施設の施設長/管理者の住所						○
事業を行おうとする区域	○	○	○			
入所定員、入居定員		○				○
居室数						○
施設の運営の方針				○	○	○
登記事項証明書・条例等						○
施設において供与をされる介護等の内容						○
建築基準法第六条第一項の確認を受けたことを証する書類						○
設置届時の直近の事業年度の決算書						○
職員の配置の計画						○
一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額						○
保全措置を講じたことを証する書類						○
一時金の返還に関する契約の内容						○
長期の収支計画						○
重要事項説明書						○
その他						

第8号様式（第5条関係）

老人福祉法に規定する老人福祉施設
 廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書

年 月 日

所在地
 山梨県知事 殿

届出者（申請者）名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業の廃止・休止又は入所定員の減少・増加を届出（認可申請）します。

	介護保険事業所番号	
	法人番号	
廃止・休止又は入所定員の減少・増加をする事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
廃止・休止・入所定員の減少・増加の別	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 入所定員の減少 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 入所定員の増加	
廃止・休止又は入所定員の減少・増加をする年月日	年 月 日	
廃止・休止又は入所定員の減少・増加をする理由		
現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置（廃止・休止又は入所定員の減少をする場合）		
減少・増加後の入所定員		
休止予定期間	休止日 年 月 日	

備考 廃止・休止又は入所定員の減少・増加の日の1月前までに届出（認可申請）してください。
 入所定員の減少・増加は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームのみが対象となります。

第九号様式を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県老人福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県老人福祉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第十二号

山梨県児童福祉法施行細則及び山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県児童福祉法施行細則及び山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(山梨県児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県児童福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の四の見出しを「(指定障害児通所支援事業廃止・休止・再開届出書等)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四号様式の十」を「第四号様式の八」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第四号様式の十一」を「第四号様式の九」に改め、同項を同条第二項とする。

第四号様式の八及び第四号様式の九を削り、第四号様式の十を第四号様式の八とし、第四号様式の十一を第四号様式の九とする。

(山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第二条 山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第一号の二中「第一号様式の二」を「第一号様式」に改め、同号を同条第一号とし、同条第一号の三中「第一号様式の三」を「第一号様式の二」に改め、同号を同条第一号の二とし、同条第一号の四中「第一号様式の四」を「第一号様式の三」に改め、同号を同条第一号の三とする。
第三条中第一号を削り、第一号の二を第一号とする。

第一号様式を削り、第一号様式の二を第一号様式とし、第一号様式の三を第一号様式の二とし、第一号様式の四を第一号様式の三とし、第六号様式の二を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の山梨県児童福祉法施行細則第五条の四第一項若しくは第二項又はこの規則による改正前の山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第二条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第三条(第一号に係る部分に限る。)の規定により行われ、同日前に受理した申請又は届出については、なお従前の例による。

山梨県規則第十三号

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年山梨県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。
(借用証書の提出)

第六条 修学資金の貸与契約に係る全額(次条第一項の規定により契約を解除されたときは、解除されたときまでの全額)の貸与を受けた者は、当該修学資金の受領後(同項の規定により契約を解除されたときは、解除された後)、速やかに、看護職員修学資金借用証書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。
第四号様式を次のように改める。

山梨県規則第十三号

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十四号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
狂犬病予防法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百十円」を「三百九十円」に改める。

附則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県温泉法施行細則（平成十四年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。

第三条を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十六号

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

（山梨県立職業能力開発校管理規則の一部改正）

第一条 山梨県立職業能力開発校管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「一六〇円」を「二二〇円」に、「二七〇円」を「三五〇円」に、「三八〇円」を「四九〇円」に改める。

（山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部改正）

第二条 山梨県立産業技術短期大学校管理規則（平成十年山梨県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

別表第二中「一六〇円」を「二二〇円」に、「二七〇円」を「三五〇円」に、「三八〇円」を「四九〇円」に改める。

附則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十七号

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

（山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則（平成元年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「三二〇円」を「二四〇円」に、「一、八一〇円」を「一、九七〇円」に、「三、五二〇円」を「三、八四〇円」に、「七、一五〇円」を「七、七九〇円」に改める。

附則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十八号

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

（山梨県流域下水道事業財務規則（令和二年山梨県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一室」を「一課」に、「第七条第二項の表に掲げる下水道室」を「別表第一の一の表に掲げる上下水道政策課」に改め、同条第三号中「県土整備部県土整備総務課長」を「県土整備部上下水道政策課長」に改め、同条中第四号を削り、第

五号を第四号とし、同条第六号中「第三号から第五号まで」を「県土整備部県土整備総務課長及び前二号」に改め、同号を同条第五号とする。

第三条第一項中「室」を「課」に改め、同条第二項中「室の室長補佐」を「課の課長補佐」に、「室の企業出納員（以下「室出納員」）を「課の企業出納員（以下「課出納員」）に改め、同条第三項中「室出納員は、室」を「課出納員は、課」に改める。

第四条第四項中「課長」を「県土整備部県土整備総務課長」に改め、同項の表中「課長専決事項」を「県土整備部県土整備総務課長専決事項」に改め、同条第五項中「課長」を「県土整備部県土整備総務課長」に改める。

第七条第三項中「室長」を「課長」に改める。

第八条中「室」を「課」に改める。

第十六条及び第三十四条中「室出納員」を「課出納員」に、「室長」を「課長」に改める。

第三十七条第一項中「室」を「課」に、「室出納員」を「課出納員」に改める。

第四十条ただし書及び第六十七条中「室出納員」を「課出納員」に改める。

第七十九条の見出しを「（物品の保管転換）」に改め、同条中「室」を「課」に改める。

第八十五条中「室出納員」を「課出納員」に改める。

第九十六条の見出しを「（固定資産の保管転換）」に改め、同条中「室」を「課」に改める。

第一百二十二条第二項、第一百五十五条及び第二百二十条第一項中「課長」を「県土整備部県土整備総務課長」に改める。

第二百二十五条中「室長」を「課長」に、「課長」を「県土整備部県土整備総務課長」に改める。

第四十一号様式中「~~室~~」を「~~課~~」に、「~~室長~~」を「~~課長~~」に改める。

第五十号様式中「~~室~~」を「~~課~~」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

（山梨県都市公園条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「とき。」を「とき」に改め、同号イ中「山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあつては、」を削り、同条第二号及び第三号中「とき。」を「とき」に改める。

（山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部改正）

第二条 次に掲げる規則の規定中「が観覧（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。）」を「（県内に住所を有しない者を除く。）が観覧」に改める。

一 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則（令和二年山梨県規則第二十四号）第五条第一項第二号

二 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則（令和二年山梨県規則第二十五号）第六条第一項第二号

三 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則（令和二年山梨県規則第二十六号）第六条第一項第二号

（山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則（令和二年山梨県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「の者」の下に「（県内に住所を有しない者を除く。）」を加え、「（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示に限る。）」を削る。

附則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則（昭和三十九年山梨県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「。以下「財務規則」という。」を削り、「記載する」を「登録する」に、「督促状発付通知書（第三号様式）」を「督促状発付簿」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定による手続を山梨県財務規則第二条第十五号に規定する財務システムを

使用して行う場合の特例については、同規則第二百七十七条の規定の例による。
 第三条中「又は」の下に「山梨県財務規則第二条第四号に規定する」を加える。

第一号様式中

金 額	第 号	年 度	納 期	限	年	月
	科 目					
指 定	期 限	年 月				

を

第 号	年 度	納 期	限	年
金 額				
納 付 目 的				
指 定 期 限	年			

月	日
月	日

に改める。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第2号様式

督促状発付簿

発付番号	発付日 指定期限	収入科目	調定番号	滞納額	納期限 種別	延滞金の徴収率	
						納入住所 氏名・法人名	所属 起案日

第3号様式 三三

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十五 財務システム 電子計算組織を利用して財務に関する事務の処理を行うためのシステムをいう。

第三条第一項の表かい長の項第一号中「及び納入取消通知書」を、「納入取消通知書及び督促状」に改め、同条第二項の表一の項中「二百五十万円」を「四百万円」に、「一億円」を「二億円」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同表二の項中「五十万円」を「百万円」に、「四千万円」を「八千万円」に、「二千万円」を「四千万円」に改め、同表三の項中「五十万円」を「百万円」に、「一億円」を「二億円」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同表四の項中「二千万円」を「四千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同表五の項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第三条の二第一項の表財務審査員等の職にある出納員の項及びかいの出納員の項中「、れい出支払案内書」を削り、「れい出支払通知書、公金振替書、更正通知書」を「公金振替・更正通知書」に改め、同表出納局管理課長、出納局管理課課長補佐（山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）第二条第五号の担当課長補佐を除く。第三十条第三項及び第四項において同じ。）及び庁舎管理室長の職にある者以外の本庁の物品出納員の項中「及び庁舎管理室長」を、「職場環境マネジメント課長及び職場環境マネジメント課長補佐（同規則第二条第五号の担当課長補佐を除く。第三十条第三項において同じ。）」に改め、同表庁舎管理室長の職にある物品出納員の項中「庁舎管理室長」を「職場環境マネジメント課長」に改め、同表税務出納員の項第一号中「れい出支払案内書」を「支払案内書」に、「れい出支払通知書、更正通知書」を「支払通知書、公金振替・更正通知書」に改め、同項第三号及び第五号中「公金振替書、更正通知書」を「公金振替・更正通知書」に改める。

第十七条第二項中「昭和二十二年内務省令第二十九号」の下に「。第四十七条の四及び第四十八条の二において「施行規則」という。」を加える。

第二十二條第一項中「財政課長」の下に「、職場環境マネジメント課長」を加え、同項の表一の項口中「十万円」を「二十万円」に改め、同表二の項イ中「五十万円」を「一億円」に改め、同項ロ、同表三の項から五の項まで及び同条第五項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第二十三條の見出し中「れい出、れい入」を「戻出、戻入」に改め、同条中「れい出」を「戻出」に改め、同条第一号中「れい入、れい入伺い」を「戻入、戻入伺い」に改める。

第二十六條第一項第三号中「事項」の下に「（負担付きの寄附に係るものに限る。）」を加える。

第二十七條中「知事政策局長」を「高度政策推進局長」に改める。

第二十八條の見出しを「（収入支出見込額の報告）」に改め、同条中「収入支出見込額調書（第十八号様式）により」を削る。

第二十九條中「庁舎管理室」を「職場環境マネジメント課」に改める。

第三十條第三項の表二の項中「庁舎管理室長」を「職場環境マネジメント課長、職場環境マネジメント課課長補佐」に改め、「総括課長補佐（の下に「政策調整グループ、地域デザイン・リア推進グループ及び」を、「並びに」の下に「地域県民センター次長、」を加え、「、地域県民センター次長」を削る。

第三十七條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、財務システムにより作成された証拠書類については、訂正することができない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第三十九條第一項を次のように改める。

収入通知者は、第二十一條の規定により調定したとき又は調定の取消し若しくは調定額の減額をしたときは、税外収入徴収原簿（第二十号様式。以下「徴収原簿」という。）に登載の上、徴収原簿の写しを回付することにより会計管理者又は出納員に通知しなければならない。この場合において、財務システムにより処理するときは、徴収原簿への登載をもつて会計管理者又は出納員に通知されたものとみなす。

第三十九條第二項中「、収入簿（第二十二号様式）及び税外収入徴収整理簿（第二十三号様式）」を「及び収入簿（第二十二号様式）」に改め、同条第三項中「この旨」を「その旨」に改める。

第四十條第一項ただし書中「又は」を削り、「直接収納するとき」の下に「その他会計管理者がその性質上納入通知書により難いものと認めるとき」を加える。

第四十三條の見出し中「審査」を「確認」に改め、同条中「次の事項を審査しなければ」を「必要に応じて次の事項を確認しなければ」に改める。

第四十七條の四中「地方自治法施行規則第十二條の二十各号」を「施行規則第十

二条の二十第一項各号」に改める。
第四十八条の次に次の一条を加える。

(特定歳入等)

第四十八条の二 歳入等（法第二百四十三条の二の七第一項に規定する歳入等を含む。）のうち同条第二項の規定により知事が定めるものは、施行規則第十二条の二十第二項において準用する同条第一項各号で定めるもの以外のものとする。
第四十九条第一項中「収入簿及び税外収入徴収整理簿」を「及び収入簿」に改める。
第五十条を次のように改める。

(戻入の通知)

第五十条 支出命令者は、第二十三条の規定により戻入の決定をしたときは、戻入簿（第三十三号様式）に登載の上、戻入簿の写しを回付することにより会計管理者等に通知しなければならない。この場合において、財務システムにより処理するときは、戻入簿への登載をもつて会計管理者等に通知されたものとみなす。

2 支出命令者（知事を除く。）は、前項の登載をしたときは、知事にその旨を報告しなければならない。

第五十一条の見出しを「（戻入金納入通知書）」に改め、同条第一項中「支出命令者」を「知事」に、「れい入簿」を「戻入簿」に改め、「登載したとき」の下に「、又は同条第二項の規定により報告を受けたとき」を加え、「れい入金納入通知書」を「戻入金納入通知書」に改め、同条第二項中「れい入金納入通知書」を「戻入金納入通知書」に、「れい入の」を「戻入の」に改め、同条第三項中「れい入金領収済通知書」を「領収済通知書」に改め、「、直ちにれい入金整理簿を整理するとともに」を削り、同条第四項中「れい入金領収済通知書」を「領収済通知書」に、「れい入簿」を「戻入簿」に改める。
第五十四条の見出し中「れい入されなかつた」を「戻入されなかつた」に改め、同条中「れい入」を「戻入」に改める。
第五十五条第四項中「収入簿及び税外収入徴収整理簿」を「及び収入簿」に改める。

第六十六条第一項中「支払通知書送付簿（第四十八号様式）により」を削り、同条第三項、第四項及び第六項中「支払通知書送付簿により」を削り、同条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、必要があると認めるときは、当該支払通知書を支払通知書送付簿（第四十八号様式）により送付することができる。
第六十八条の見出し中「れい出命令書」を「戻出命令書」に改め、同条第一項中「れ

い出しよう」を「戻出しよう」に、「れい出命令書」を「戻出命令書」に改め、同条第二項中「れい出しよう」を「戻出しよう」に、「れい出命令書にれい出命令内訳書」を「戻出命令書に戻出命令内訳書」に改め、同条第三項を削る。

第六十九条の見出し中「れい出支払」を「戻出支払」に改め、同条第一項中「れい出支払」を「戻出支払」に、「れい出支払案内書（第五十七号様式）」を「支払案内書」に、「れい出支払通知書（第五十九号様式）」を「れい出支払通知書送付簿（第六十号様式）により」を「支払通知書」に改め、同条第二項中「れい出支払」を「戻出支払」に改め、同条第三項中「れい出支払案内書」を「支払案内書」に、「れい出支払通知書」を「戻出支払通知書」に改め、同条第四項中「れい出支払」を「戻出支払」に改め、同条第五項中「れい出支払」を「戻出支払」に改め、同条第六項中「れい出支払通知書」を「れい出支払案内書」に改め、同条第八項中「れい出支払通知書」を「支払通知書」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要があると認めるときは、当該支払通知書を支払通知書送付簿により送付することができる。

第六十九条第九項中「れい出支払」を「戻出支払」に、「れい出小切手振案内書」を「戻出小切手振案内書」に、「れい出支払案内書」を「支払案内書」に、「れい出の」を「戻出の」に改め、同条第十項中「れい出支払通知書」を「支払通知書」に改める。

第七十条中「れい出」を「戻出」に改める。
第七十九条第二項を次のように改める。

2 債権者は、前項の規定により支払を受けようとするときは、請求書、申請書等に次に掲げる事項を記載した口座振替支払申込書を添えて、知事又はかい長に提出しなければならない。ただし、請求書等に口座振替支払申込書に記載すべき事項を記載して、これに代えることができる。

一 作成年月日
二 支払金の内容

三 振込先口座に係る金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、片仮名で表記した口座名義並びに口座名義人の住所及び氏名

四 その他必要な事項
第八十四条に次の一項を加える。

4 県民センター管内のにかいにあつては、前項の承認を受けたものに係る支出負担行為

をしようとするときは、第二十二条第一項ただし書の規定にかかわらず、財務審査員等に合議しなければならない。

第八十六条の見出しを「(公金振替・更正通知書の送付)」に改め、同条第一項及び第三項中「公金振替書」を「公金振替・更正通知書」に改め、同条第四項を削る。

第八十七条第四項中「更正通知書(第七十四号様式)」を「公金振替・更正通知書」に改め、同条第六項中「更正通知書」を「公金振替・更正通知書」に改め、同条第七項を削る。

第八十八条第一項中「又は払い出支払通知書」を削る。

第八十九条第一項中「又は払い出支払通知書」を削り、同条第三項中「又は払い出支払案内書」を削る。

第九十七条中「払い出命令書」を「戻出命令書」に、「払い出に」を「戻出に」に改める。

第九十九条第三項中「小切手(払い出小切手) 振出案内書」を「小切手振出案内書又は戻出小切手振出案内書」に、「支出(払い出) 命令書」を「支出命令書又は戻出命令書」に、「うえ」を「上」に改める。

第一百零四条第一項中「七日」の下に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加える。

第一百三十七条第三項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第一百六十三条中「庁舎管理室長」を「職場環境マネジメント課長」に改める。

第一百七十四条第一項第一号中「払い出命令書」を「戻出命令書」に、「払い出の」を「戻出の」に改め、同項第三号中「払い出支払資金領収書」を「戻出支払資金領収書」に改め、同項第四号中「払い出小切手領収書」を「戻出小切手領収書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による編集は、財務システムにより証拠書を作成するときは、財務システムに係る電磁的記録の備付けをもつて、当該編集に代えることができる。

第一百七十五条第二号中「払い入金領収済通知書」を「戻入金に係る領収済通知書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による編集は、財務システムにより証拠書を作成するときは、財務システムに係る電磁的記録の備付けをもつて、当該編集に代えることができる。

第一百八十三条中「林政部長」を「森林環境部長」に改める。

第一百九十七条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、契約保証金に係る雑部金の受入れについては、調定伺いに係る総務部長及び会計管理者若しくは出納局長又は財政課長及び出納局会計課長への合議を省略することができる。

第二百十八条の見出し中「払い入金」を「戻入金」に改め、同条第一項中「払い入金の」を「戻入金の」に、「定額れい入」を「定額戻入」に、「れい入金領収済通知書」を「領収済通知書」に改め、同条第二項中「れい入金の」を「戻入金の」に、「定額れい入」を「定額戻入」に、「れい入済通知書にれい入金日計表」を「戻入済通知書に戻入金日計表」に改め、同条第三項中「れい入金」を「戻入金」に改める。

第二百二十条の見出し中「れい入金」を「戻入金」に改め、同条中「歳出れい入金」を「歳出戻入金」に改める。

第二百二十一条中「領収書」の下に「その他の当該資金の領収を確認できる書類」を加える。

第二百二十四条第一項中「整理しなければ」を「処理しなければ」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「次に掲げるところにより整理しなければ」を「口座振替支払を要するものについては、直ちに指定の預金口座に振り込まなければ」に改め、同項各号を削る。

第二百二十八条の見出し中「れい出支払」を「戻出支払」に改め、同条中「れい出支払通知書又はれい出」を「戻出に係る支払通知書又は戻出」に、「れい出しなければ」を「戻出しなければ」に改める。

第二百三十条中「前年度所属歳出(れい出)金」を「前年度に所属する歳出金又は戻入金」に改める。

第二百三十二条第一項中「公金振替書、更正通知書」を「公金振替・更正通知書」に改め、「公金振替済通知書(第五十一号様式) 又は更正済通知書(第五十二号様式) により」を削り、同条第二項中「公金振替書又は更正通知書」を「公金振替・更正通知書」に改め、「公金振替済通知書又は更正済通知書により」を削る。

第二百三十七条第一項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、第十六号を第十三号とし、第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、第十九号を第十五号とし、第二十号を第十六号とする。

第二百三十八条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とする。

第二百三十九条第四号及び第二百四十条第四号中「れい入簿」を「戻入簿」に改める。

第二百四十九条中「行なう」を「行う」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二百五十三条第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 収入状況表(第八十号様式)
- 二 支出状況表(第八十一号様式)

三 未収入一覧表(第百八十二号様式)

第二百五十六条第一項中「詳具した会計検査復命書(第百八十七号様式)」を「詳細に記載した復命書」に改める。

第二百五十九条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第二項中「、第五号、第七号及び第八号」を「から第七号まで」に改める。

第二百六十九条中「第二百四十三条の二の八第一項各号」を「第二百四十三条の二の九第一項各号」に改める。

第二百七十条第一項中「庁舎管理室長」を「職場環境マネジメント課長」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二の八第一項各号」を「第二百四十三条の二の九第一項各号」に改める。

第二百七十二条第一項中「又は払い出支払案内書」を削り、「現金支払案内書等」を「現金支払案内書」に改め、同条第二項中「現金支払案内書等」を「現金支払案内書」に改める。

本則に次の三条を加える。

(財務システムを使用する場合の特例)

第二百七十七条 この規則に規定する帳票及び帳簿(以下この条において「帳票等」という。)については、当該帳票等に記載すべき事項を財務システムに記録することをもち、当該帳票等の作成、登載及び備付けに代えることができる。この場合において、財務システムに記録した電磁的記録は、当該帳票等とみなす。

2 この規則の規定による通知、送付、報告又は提出(以下この条において「通知等」という。)について、財務システムにより処理する場合にあつては、当該処理をもつて通知等が行われたものとみなす。

(指定金融機関に係る電磁的記録の特例)

第二百七十八条 前条第二項の規定にかかわらず、この規則に規定する書類の指定金融機関への送付及び指定金融機関からの交付、送付又は返付については、当該書類に必要な事項を記録した電磁的記録を送信することをもつて、これに代えることができる。

(電子計算組織による場合の特例)

第二百七十九条 財務システムその他電子計算組織により処理する財務に関する事務でこの規則により難いものについては、別に定める。

別表第一中「大阪事務所」の下に「、地域県民センター」を加え、「、地域県民センター」及び「、職員研修所」を削る。
別表第二を次のように改める。

別表第三の二七の項中「のれい入」を「戻入」に、「れい入の」を「戻入の」に、「れい入が」を「戻入が」に、「れい入済額」を「戻入済額」に改める。
第一号様式別表一及び別表二を次のように改める。

付 表

補助金等に関する付表

単位(千円)

				項	目	子担課	事担課
						事業	
事業区分							

細々事業 細節	性質別	補・単 ・臨	補助金等の名称 (根拠法令等)	見積額		財源内訳		総事業費 補助率	交付先団体名	始期～終期
				前年度予算現計	区分	金額	補助率			
			合 計							

第一号様式の二から第二号様式までを次のように改める。

第1号様式の2 (第5条関係)

継続費見直し書(一覧)

所属	所属名	会計	会計名	款	款名	項	項名	目	目名	大事業	大事業名	継続費番号	総額	年度	年額額

(単位:円)

第五号様式を次のように改める。

第七号様式から第九号様式までを次のように改める。

第7号様式（第14条関係）

予算執行計画調書（歳入）

年度	予算区分	会計	作成日	単位	千円
			予算担当課		

科 目	議決予算額 （累計）	今回収入見込額	計
合 計			

予算執行計画調書（歳出）

年度	予算区分	会計	通知日	単位	千円
予算担当課					

科 目	議決予算額 （累計） A	既執行計画額 B	執行計画額 （今回） C	計 （B + C） D	差引残額 A - D
合 計					

第十号様式中「イ」に改める。

四「イ」を「イ」に改める。

第十二号様式から第十六号様式までを次のように改める。

予備費充用通知書

予算担当課

充用番号

充用日

予算種別

会計

会款

項目

目

事業

細事

細々

充用理由

略科目

略事業

節 細節

節 名

予算現額

細節名

契約済額

予備費充月額

合計金額

第13号様式の3 (第21条関係)

調 定 伺 い		収支	年 度	起 案 日	調 定 番 号	
予 算 担 当 課				所 属		
件 名						
摘 要						
内 容						
調定(通知)日				金 額		
納 期 限						
納 入 通 知 書				納 入 通 知 額		
債 務 者 コ ー ド				集 合 件 数 件	消 費 税	
納 人 住 所 氏 名 ・ 法 人 名						
科 目						
国庫支出金・繰入金充当事業						
公金振替通知先						

第13号様式の3の2 (第21条関係)

調定減額伺い		収支	年度	起案日	調定番号	
予算担当課				所属		
件名						
摘要						
内容						
調定(通知)日				変更前調定額		
納期限				調定減額		
納入通知書				変更後調定額		
納入通知額						
債務者コード				集合件数	件	消費税
納人住所 氏名・法人名						
科						
目						
国庫支白金・繰入金充当営業						
公金振替通知先						

第13号様式の4 (第21条関係)

調定伺い内訳書		収支	年度	予算担当課	所属	調定番号
内訳番号	債務者コード				納人住所	
金額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者コード				納人住所	
金額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者コード				納人住所	
金額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者コード				納人住所	
金額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者コード				納人住所	
金額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者コード				納人住所	
金額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者コード				納人住所	
金額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	

第13号様式の4の2 (第21条関係)

調定減額伺い内訳書		収支	年度	予算担当課	所属	調定番号
内訳番号	債務者 コード					
変更前調定額						
調定減額						
変更後調定額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者 コード					
変更前調定額						
調定減額						
変更後調定額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者 コード					
変更前調定額						
調定減額						
変更後調定額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者 コード					
変更前調定額						
調定減額						
変更後調定額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	
内訳番号	債務者 コード					
変更前調定額						
調定減額						
変更後調定額					氏名・法人名	
納入通知額					公金振替通知先	

第13号様式の4の3 (第22条関係)

支出負担行為伺い		収支年度	起案日	
予算担当課		所 属		
件 名				
内 容				
費用年度区分		限 度 額		
契 約 方 法				
適用法令	施行令	財務規則		
見積合せ省略の理由				
支 出 区 分	施行令		施行令	施行令
	財務規則		財務規則	財務規則
	施行令		施行令	施行令
	財務規則		財務規則	財務規則
科目				
予算限度額				
予 算				

第13号様式の5 (第23条関係)

戻 入 伺 い		収支	年度	起 案 日	戻 入 番 号
予 算 担 当 課				所 属	
摘 要					
内 容					
決裁(戻入通知)日			支出命令番号-内訳番号		
納 期 限			支 払 日		
収 納 発 議 日			金 額		
返 納 人 所					
氏 名 ・ 法 人 名					

第14号様式 (第23条関係)

不納欠損伺い		収支	年度	起案日	調定番号
予算担当課				所属	
件名					
摘要					
内容					
不納欠損処分日				金額	
債務者コード				集合件数	件
納住人 氏名・法人名					
科					
目					

第15号様式 (第25条関係)

予算流用伺い

年度	予算担当課	要求日	流用番号	単位
予算種別	会計	款		円

項目 歳出略科目-略事業 略事業名	流用元	(流用先)	金額
項目 事業-細事業-細々事業 歳出略科目-略事業 略事業名 節 細節					
項目 事業-細事業-細々事業 歳出略科目-略事業 略事業名 節 細節					
項目 事業-細事業-細々事業 歳出略科目-略事業 略事業名 節 細節					
項目 事業-細事業-細々事業 歳出略科目-略事業 略事業名 節 細節					
流用希望日	流用理由				

予算流用通知書

年度	予算担当課	要求日	流用番号	単位	円
予算種別	会計	款			

項目 歳出略科目-略事業 略事業名 節	流用元	流用先	金額
項-目 事業-細事業-細々事業 歳出略科目-略事業 略事業名 節	()	
項-目 事業-細事業-細々事業 歳出略科目-略事業 略事業名 節			
項-目 事業-細事業-細々事業 歳出略科目-略事業 略事業名 節			
項-目 事業-細事業-細々事業 歳出略科目-略事業 略事業名 節			
流用日	流用理由		

第十八号様式を次のように改める。

第18号様式 別添

第十八号様式の二中「所属長 印」を「所属長
」に改める。

第十八号様式の三中「かい長 印」を「かい長
」に改める。

第二十号様式（内訳簿を除く。）を次のように改める。

第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式 (第39条関係)

会計 年度	年度				歳入簿				作成日 年 月 日 年 月 分	年 月 日 (単位 円)				
	款	項	目	節	細節	科	目	当 初 予 算 額			繰 越 予 算 額 補 正 予 算 額	予 算 現 額	調 定 額	收 入 済 額
合 計														

第二十三号様式を次のように改める。

第23号様式 別添

第二十四号様式（電算用）を次のように改める。

第24号様式 (第40条関係)

(電 算 用)

山梨県領収済通知書

加入者名	口座記号番号	金額	納付区分
収領機関番号	納付番号	納付日付	納付区分
納期限	納付日付		

納入者氏名 (住所等并表 示払込章)	領収日付印
発行機関	
C V S 収 納 用	

山梨県又はコソビニ本館納入

山梨県原符兼払込金受領証

加入者名	山梨県原符番号	納付番号	金額
納入者氏名 (住所等并表 示払込章)	発行機関	納期限	納付日付

領収日付印
金額欄又はコソビニ印捺文

山梨県納入通知書兼領収書

納付番号	金額	納期限
納入者氏名		
発行機関		
納付日付		

上記のとおり納入してください。

山梨県知事

領収日付印

収入印紙不要 (納付番号)

第二十六号様式（電算用）を次のように改める。

第26号様式 (第41条関係)

(電 算 用)

山梨県領収済通知書

加入者氏名	口座記号番号	金額	領収番号	納付区分
住所	納付番号	納付額	納付区別	納付区分
住所	納付番号	納付額	納付区別	納付区分
住所	納付番号	納付額	納付区別	納付区分

加入者氏名 (住所等併表 示且込書)	金額	領収日付印
発行機関		
CVS 収納用		

山梨県又はコンビニエンスストア

山梨県原符兼払込金受領証

加入者氏名	口座記号番号	金額	領収番号	納付区別
住所	納付番号	納付額	納付区別	納付区分
住所	納付番号	納付額	納付区別	納付区分
住所	納付番号	納付額	納付区別	納付区分

加入者氏名 (住所等併表 示且込書)	金額	領収日付印
発行機関		
納付額		
納付目的		

山梨県又はコンビニエンスストア

山梨県納付書兼領収書

加入者氏名	会社	科目	金額	納付番号	納付区別	納付区分
住所	納付番号	納付額	納付区別	納付区分	納付区分	納付区分
住所	納付番号	納付額	納付区別	納付区分	納付区分	納付区分
住所	納付番号	納付額	納付区別	納付区分	納付区分	納付区分

上記のとおり納付します。

山梨県知事 殿

領収日付印

収入印紙不要 (納付者印)

第二十六号様式の二（電算用）を次のように改める。

(電算用)

山梨県領収済通知書

加入者名	口座記号番号	金額	納付番号	納付区分
収納機関番号	納付番号		確認番号	
納期限	納付目的			

納入者氏名 (住所等非表示払込番)	様	領収日付印
発行機関		
C V S 収 納 用		

山梨県又はコンビニ本部控え

山梨県原符兼払込金受領証
山梨県国庫支出金等収納通知書

加入者名	口座記号番号	金額
納付番号		
納入者氏名 (住所等非表示払込番)		様
発行機関		
納期限		
納付目的		

上記のとおり、収納してください。

山梨県会計管理者

領収日付印

金庫機関又はコンビニ店控え

第二十八号様式を次のように改める。

(電算用)

山梨県領収済通知書

加入者名	口座記号番号	金額		
収付機関番号	納付番号	納付日	納付区分	
納期限				

納入者氏名 (住所等併表 示法込番)	領収日付印
発行機関	
C V S 収 納 用	

山梨県又はコンビニ本部控え

山梨県原符兼払込金受領証
現金払込書

加入者名	口座記号番号	金額	納付番号	納付日
納入者氏名 (住所等併表 示法込番)				
発行機関				
納期限				
納付目的				

上記のとおり払い
込みます。

山梨県会計管理者
(出納員)
(現金収納員)

領収日付印

金融機関又はコンビニ所控え

山梨県現金払込済書 (現金払込済通知書) ・ 領収書

会社	科目	金額	納期限	納付日
納入者氏名				
発行機関				
納付目的				

上記のとおり払い込みました。

山梨県会計管理者
(出納員)
(現金収納員)

収入通知者 殿

領収日付印

収入印紙不要 (納付済印)

(手書き用)

山梨県 現金払込済書(現金払込済通知書)・領収書 ㊦

年度	会計	所属	内訳番号	科目名
調定番号				
金額				
円				

収納年月日 年 月 日 ~ 年 月 日

現金領収書番号 No. ~No. 枚数 枚

ただし、

上記のとおり払い込みました。

年 月 日

山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員) (現金収納員) 収入通知者 殿

領収日付印

上記の金額を領収しました。

(現金払込書)

山梨県 現金払込書 ㊦

年度	会計	所属	内訳番号	科目名
調定番号				
金額				
円				

上記のとおり払い込みます。

年 月 日

山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員) (現金収納員)

領収日付印

山梨県 領収済通知書 ㊦

年度 会計 所属

調定番号 内訳番号

科目 款 項 目 節 細節

金額

債務者コード 十億 百万 千 円

補助デー タ

0123456789

上記については、この字体に従って記入してください。

所属

会計

納入

上記のとおり通知します。

山梨県 指定代理 金融機関 収納代理 殿

山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員)

領収日付印

納

第三十三号様式を次のように改める。

第33号様式 (第50条関係)

戻入簿

所属		年度				作成日	
戻入番号	科目	戻入日 納期入額	収納日 額	摘要	返納人		
合 計							

第三十四号様式を次のように改める。

第34号様式 削除

第三十五号様式及び第三十五号様式の二を次のように改める。

第35号様式 (第51条関係)

山梨県領収済通知書

加入 者名	口座記 保番号	金額	納付 番号	納付 番号	納付 区分
収納機関 番号					
納期限	納付 目的				

納入者氏名 (任意等記載 示社忌避)	納入者氏名 (任意等記載 示社忌避)	領収日付印
発行機関	様	
C V S 収 納 用		

山梨県又はコンビニ本部納入

山梨県原符兼払込金受領証

納入者名	納入者氏名 (任意等記載 示社忌避)	領収日付印
口座記号番号		
納付番号		
金額	様	
発行機関		
納期限		
納付目的		

金融機関又はコンビニ本部納入

山梨県戻入金納入通知書兼領収書

会社 名	会社 名	科目	納入者氏名 (任意等記載 示社忌避)	領収日付印
納付番号	納付番号	納期限	様	
金額				
発行機関				
納付目的				

上記のとおり納入してください。

山梨県知事

収入印紙不要(納付番号)

第35号様式の2 (第51条関係)

年度

歳出簿

作成日 年 月 日
年 月 分

会計

(単位 円)

予算種別	款	項	目	事業	細	細	細	細	議決予算額	配当額 (A)	前年度繰越額 (B)	充用・流用額 (C)	予算現額 (A+B+C)	支出済額	残額	執行率
合 計																

第三十八号様式及び第三十九号様式を次のように改める。

第39号様式（第55条関係）

不納欠損伺い内訳書			収支	年度	予算担当課	所属	調定番号
内訳番号		債務者コード				納人住所	
金額						氏名・法人名	
内訳番号		債務者コード				納人住所	
金額						氏名・法人名	
内訳番号		債務者コード				納人住所	
金額						氏名・法人名	
内訳番号		債務者コード				納人住所	
金額						氏名・法人名	
内訳番号		債務者コード				納人住所	
金額						氏名・法人名	
内訳番号		債務者コード				納人住所	
金額						氏名・法人名	
内訳番号		債務者コード				納人住所	
金額						氏名・法人名	
内訳番号		債務者コード				納人住所	
金額						氏名・法人名	

第四十号様式中「(職氏名)

」に改め、「本

書」を「

④」を「(職氏名)

年」に改める。

第四十四号様式を次のように改める。

第44号様式 (第63条関係)

支 出 命 令 書		収 支	年 度	起 案 日	支 出 命 令 番 号
予 算 担 当 課				所 属	
件 名					
摘 要					
シ ス テ ム 区 分					
支 出 負 担 行 為 番 号				支 出 負 担 行 為 限 度 額	
命 令 (命 令 書 交 付) 日				契 約 額	
支 払 日				支 出 済 額	
支 払 期 限				支 出 命 令 額	
支 出 区 分				未 払 額	
科					
目					
債 権 者					
支 払 額				控 除 額 (所 得 税 課 税 対 象 額)	
		件		差 引 支 払	
検 査 検 収	検 査 検 収 調 書			検 査 検 収 日	
	内 容				
	職 員				

第四十七号様式を次のように改める。

1/2

支 払 案 内 書

債権者用

支払（戻出支払）通知番号		
支出(戻出)命令番号 - 内訳番号		
支払額	支払金額	
	控除額	
	差引支払額	
支払方法		
金融機関		
支払の内容		
所 属		

上記のとおり支払います。

殿

山 梨 県 会 計 管 理 者

支払(戻出支払)通知番号	
支出(戻出)命令番号 - 内訳番号	
支払年月日	
債権者名	
支払方法	(銀行使用欄)
支払金融機関名	
支払の内容	
問合せ先	TEL

(山梨中央銀行本・支店で現金を受領される方以外、本領収書は不要です。)

領 収 書

上記の金額を領収しました。

年 月 日

山梨県会計管理者 殿

収 入 印 紙

住 所
氏 名

印

第五十二号様式及び第五十三号様式を次のように改める。

第52号様式 (第68条関係)

戻出命令書		収支	年度	起案日	戻出番号
予算担当課				所属	
件名					
摘要					
内容					
命令(命令書交付)日				調定番号	
戻出支払日				金額	
集合件数				件	
委任等 債権者コード 住所 氏名・法人名 支払方法 支払案内書 金融機関 支店名 預金種別 口座番号 口座名義人					
科					
目					

第五十五号様式を次のように改める。

第55号様式 削除

第五十六号様式中「れい出小切手振出案内書」を「戻出小切手振出案内書」に、「れい出小切手振出案内書」を「戻出小切手振出案内書」に、「れい出支払」を「戻出支払」に改める。

第五十七号様式を次のように改める。

第57号様式 削除

第五十九号様式及び第六十号様式を次のように改める。

第59号様式及び第60号様式 削除

第六十二号様式及び第六十三号様式を次のように改める。

第63号様式（第72条関係）

前渡資金精算書		収支	年度	起案口	前渡資金精算番号	
予算担当課				所属		
次のとおり精算します。						
債務者コード 資金前渡職員 住 所		〒				
氏名・法人名						
支出命令番号 前渡資金精算番号	科目		前月繰越額	本月受領額	支払額	戻入額 繰越額
合計						

第六十七号様式を次のように改める。

第六十七号様式 第三條

第七十号様式から第七十二号様式までを次のように改める。

第70号様式 (第85条関係)

振替命令書		年度	起案日		支出命令番号
予算担当課			所属		
件名					
内容					
命令(命令書交付)日			振替日		
元	年度	予算担当課	所属		
業		務			
振替額					
科目					



先	年度	予算担当課	所属		
業		務			
振替額			調定番号		
科目					

科目別内訳書

所 属 会 計 節 節 細 節	
所 属 会 計 節 節 細 節	
所 属 会 計 節 節 細 節	
所 属 会 計 節 節 細 節	
所 属 会 計 節 節 細 節	
所 属 会 計 節 節 細 節	
所 属 会 計 節 節 細 節	
所 属 会 計 節 節 細 節	

第七十二号様式の二を次のように改める。

第72号様式の2 削除

第七十三号様式を次のように改める。

第73号様式 (第87条関係)


更正命令書		年度	起案日	更正番号	
予算担当課		所		属	
件名					
内容					
命令(命令書交付)日		更正日			
元	年度	予算担当課	所		属
更正額		支出命令番号			
		調定番号			
科目日					



先	年度	予算担当課	所		属
更正額		支出命令番号			
		調定番号			
科目					

第七十四号様式及び第七十五号様式を次のように改める。
第74号様式及び第75号様式 別添
第七十六号様式から第七十八号様式までを次のように改める。

第76号様式（第88条関係）

支 払 訂 正 命 令 書		収 支 年 度	起 案 日	支 払 訂 正 番 号
予 算 担 当 課		所 属		
件 名				
内 容				
支 出 (戻 出) 命令番号-内訳番号			支 払 (戻 出) 日	
命令(命令書交付)日			支 払 (戻 出) 額	
支 払 訂 正 日			支 払 (戻 出) 通 知 番 号	
前	債権者コード 住 所			
	氏名・法人名 代 表 者 名 別 号 預 金 種 別 号 口 座 番 号 口 座 名 義 人 関 金 融 機 関 名 法 支 店 名 法 支 払 方 法			
				
後	債権者コード 住 所			
	氏名・法人名 代 表 者 名 別 号 預 金 種 別 号 口 座 番 号 口 座 名 義 人 関 金 融 機 関 名 法 支 店 名 法 支 払 方 法			

第77号様式(第88条関係)

支払訂正通知書

山梨県指定金融機関		殿		印	
本書に係る支払の通知を次のとおり訂正して下さい。					
支払通知番号等		債権者	債権者	債権者	

第78号様式（第89条関係）

支払取消命令書		収支	年度	起案日	支払取消番号
予算担当課				所属	
件名					
内容					
支出（戻出） 命令番号-内訳番号				支払（戻出） 通知番号	
命令(命令書交付)日				支払日	
支払取消日				金額	
債権者	債権者コード 住所				
	氏名・法人名 代表者名別号 預金種番 口座番号 金融機関名 支払方法				
科目					

第七十八号様式の二中「れん」を「烈」に改める。
第七十九号様式を次のように改める。

支払取消通知書

山梨県指定金融機関

殿

本書に係る支払は、取り消してください。

印

支払通知番号等

債

権

者

第百十一号様式を次のように改める。

第百十二号様式中

「B4欄中

」を

」に改める。

第百十四号様式及び第百十五号様式を次のように改める。

第114号様式 (第173条関係)

年度

会計

歳入計算書

作成日 年 月 日
年 月 分 (単位 円)

会計	款	科	目	予算現額 (A)	調定額		収入 本月分	済額		不納欠損額 計	収入未済額	予算額に 対する増減	執行率 %					
					本月分	累計 (B)		累計 (C)	対予算 対調定 C/A				対予算 対調定 C/B					
合 計																		

第百十九号様式中

「B4横片」

を

「」に改める。

第百三十三号様式の三を次のように改める。

雑 部 金 内 訳 書

年 月分

		人員	予算担当課	所 属	支出命令番号
			控 除 額 (所得税課税対象額)		
節	・ 細 節				
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
		実延			
雑 部 金 振 替 額 合 計					

第三百三十四号様式の三及び第三百三十四号様式の四を次のように改める。

第134号様式の4 (第201条関係)

年度

雑部金簿

作成日 年 月 日
年月分
(単位 円)

科目	節	細節	細節	前月からの繰越額	受入額	払出額	残額
			合				
			計				

第137号様式の3 (第216条関係)

領収済通知書等送付書

殿

年 月 日

山梨県指定金融機関

印

区分	枚数	金額(円)
領収済通知書		
口座振替分		
振替・更正済通知書		
合計		

第182号様式 (第253条関係)

未収入一覧表

所属

年度

作成日

年 月 日

業務区分	帳票番号 内訳番号	科 目	納 入 人	調 定 額		収 入 済 額		収 入 未 済 額		督促状の発行番号 督促状発付日
				額	日	額	日	額	限	

第百八十五号様式を次のように改める。

第185号様式 監票

第百八十七号様式を次のように改める。

第187号様式 罰除

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条第二項の改正規定、第四十七条の四の改正規定、第四十八条の次に一条を加える改正規定、第二百六十九条の改正規定及び第二百七十条第二項の改正規定

令和八年九月二十四日

二 第一号様式別表一及び別表二の改正規定並びに第一号様式の二から第二号様式までの改正規定（第一号様式の五及び第二号様式に係る部分を除く。） 令和八年十月一日

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県財務規則（次項において「新規則」という。）の規定（第二百五十九条の規定を除く。）は、令和八年度分の予算から適用し、令和七年度分の予算については、なお従前の例による。

3 新規則第二百五十九条の規定は、この規則の施行の日以後の事務に係る検査について適用し、同日前に行われた事務に係る検査については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の山梨県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

山梨県規則第二十二号

道路交通法第五十一条第十六項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路交通法第五十一条第十六項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

道路交通法第五十一条第十六項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則（昭和六十一年山梨県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表第一号中「一万千円」を「一万四千七百五十円」に改め、同表第二号中「二百円」を「二百七十円」に改め、同表第三号中「二百円」を「二百七十円」に、「四千

八百円」を「六千四百四十円」に改める。

附則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十三号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則

（知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の廃止）

第一条 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成八年山梨県規則第十七号）は、廃止する。

（山梨県行政組織規則の一部改正）

第二条 山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表総務部の部行政法務課の項第二十八号中「一般財団法人」の下に「並びに公益信託」を加え、同項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を第三十一号とする。

（法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正）

第三条 法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2 山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中八の項を削り、九の項を八の項とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

条例等	規定
山梨県中小企業高度化資金貸付規則	第二十六条第一項

別表第三の七の項を削る。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番